

群馬の漢文碑読解上の諸問題

濱口富士雄

一、漢文碑の意義

群馬県には上野三碑と称される山ノ上碑（六八二）、多胡碑（七一一）、金井沢碑（七二六）の古碑があり、いずれも国指定の特別史跡となつてゐる。このうち多胡碑は日本三古碑の一つにも数えられる。これらの碑文は古代の地方豪族の活動状況を解明する上で文献史料を補うべく、その史料的価値については評価が高い。古代のこうした石碑建立の流れを受けて、江戸の中期から後期にかけて、群馬の諸藩における経済的な安定とともになう庶民層の経済的なゆとりが、江戸の学者や文人ととの交流を促し、文化意識や歴史意識の高揚ももたらすこととなり、漢文碑や墓誌の建立が盛んとなつた。沢田東江、市川寛斎、佐藤一斎、古賀煜、寺門静軒、海保漁村らの撰文にかかる漢文碑も残されており、その影響は明治・大正期にまで及び、中村正直、依田百川、重野安繹、川田剛、三島中洲、岡千仞、内田周平、服部宇之吉ら当時の鉢々たる漢学者の手になる碑文を始めとして、数多くの漢文碑が建立された。これらの碑文は、地方史研究の貴重な史料として、さらには群馬県における漢学の展開の実態を究明する上で基礎史料として位置づけられ、郡市町村誌編纂の際には積極的に採録されてきた。碑石の研究は、中国におけるいわゆる金石学の対象とされ、宋代に本格的な収録と研究が始まり、歐陽修の

『集古錄跋尾』がその祖とされ、趙明誠の『金石錄』が続いて年代順に整序し、洪适の『隸釈』『隸續』は碑文の全文の収録を行つてゐる。時代を隔てて清代に至ると考拠学の実証的な文献研究の機運が高まるとともに、金石学そして碑文に関する研究が再び盛況となり、清初においては考拠学の祖とされる顧炎武の『金石文字記』、顧藹吉『隸弁』などが著述され、乾・嘉期には優れた考拠学の成果をもたらした錢大昕による『潛研堂金石文跋尾』『潛研堂金石文字目録』、武億『金石三跋』が出て、さらに王昶『金石萃編』は古代から遼・金に至る碑文を網羅するなど、碑文は文献史料に対する補助史料として位置づけられつつ研究されてきた。わが国でも、中国の清代の研究の影響を受けつつ、狩谷披斎の『古京遺文』などの研究が現れ、明治以降は史学の補助学としての位置づけの下に研究が継承されてきた。

ところで、群馬県内に所在の漢文によつて撰文された碑石について調査するに当たつては、漢文碑に関する専著や群馬県の人物や文化的事跡に関する書籍そして郡市町村誌などが、漢文碑の存在やその所在地の特定を行つ上での基礎的な文献資料となる。しかしこれらの資料の漢文碑石に対する記述の扱いは精粗さまざまであり、『群馬の古碑』は、所在地・碑石の形態・碑文原文・書き下し文・解説を施して詳細であり、『境町碑墓銘集』、『藤岡史誌 資料編 近代・現代』などもこれに準じてゐる。次は、所在地・碑石の形態・碑文原文・解説を記述した『館林叢書』第十九巻、あるいは所在地・碑文原文・書き下し文を記述した『伊勢崎市史 資料編3 近世III(文芸)』、あるいは所在地・碑石の形態・碑文原文・書き下し文を記した大間々町誌別巻七『大間々町の石造物』などがある。その次は、所在地・碑文原文を収録するものであるが、『群馬郡誌』は原文を白文のまま収録し、『吉岡村誌』は句読点を施した原文を、『群馬県吾妻郡誌』は句読点と返り点を付した原文を掲げてゐる。

ところが、これらの文献上の碑文資料は、原碑について直接調査し、その碑文と照合してみると、その編集

や碑文読解上におけるいくつかの問題点が浮上してくるのである。そこでこれらの問題点について、翻刻上の問題、典拠の問題、読解上の問題、碑文における語法上の問題、この四点に整理し、それぞれ具体的な事例を挙げながら検討した。

本稿での検討対象は、群馬の漢文碑とその収録文献に留まるが、その内実は群馬の漢文碑にのみ限られることではなく、一般の漢文文献における読解上の問題点としても見うるところもあるかと思われ、いささか検討を加えることとした。

二、翻刻上の問題

漢文碑を資料として翻刻するに際して、先ず問題となるのはその碑文の書体に関してである。漢文碑の書体は、群馬においては楷書が用いられることが多いが、隸書（奥沢村三隣碑・多胡碑記・天竜朝陽君墓銘）や行・草書（三岳武井先生寿碑・学書篇・大館謙三郎君碑）などもまま見受けられる。楷書の場合は、特に問題となることはないが、注意を要するのは、隸書や殊にかなり字体を崩した草書体である。

次いで問題となる事柄は、異体字の問題である。これは書体としては楷書であっても、その画数や字形の構成など、本来漢字が書写されてきたことに必然的に付随する問題として存在しており、中国においても字形の規範化が歴代行われてきた。しかし碑文への書記は一方では芸術的な要素も取り入れられて、同一の漢字を意図的に別の字形として書写すること、すなわち異体字を積極的に使用することも行われていた。これらについては、秦公輯『碑別字新編』（文物出版社、1985）、北川博邦編『偏類碑別字』（雄山閣、1979）をはじめとする異体字関係の工具書で調査する必要がある。

さらに問題となる事柄は、碑を建てるとの意義と矛盾することになるのであるが、現実的な問題として時間の経過にともなう碑面や刻字の磨滅の問題である。石材は不朽のものとして、それに文字を刻して碑とすることは後世に永遠に伝えられることが含意されているはずであるが、実際には碑石の石質や刻字の浅深などの技術的な問題、また野外に設置されることにともない雨雪などによる風化や人為的な損壊などにより、刻字が磨滅や剥離して解読不能となつていることがある。

すなわち、碑文の翻刻には慎重を期して当たらなければ、せっかく文献資料に翻刻して広く資料として提供が可能となり、また記録の保存という意義をも担うことになるはずのところが、却つて別のある問題を呼び込むこととなつてしまうのである。

I、城沼墾田之碑（館林市城町三の丸）

先是館林人餉予尊菜味（荒矣聞）〔甚美問〕^{注1}之即城沼所產也^{注2}

この碑の刻字は端正な楷書体であり、この部分に関しては語法上の問題もなく、意味も疎通するのであるが、人から贈られたジユンサイの味に対して「荒矣」と評価するのは、尋常ではないと考えざるを得ない。そこで原碑に照合してみたところ、初めて「甚美」という順当な表現であることが確認したのである。確かに字形が類似していることもあり、倉卒に引き写して誤ったものといえるが、文意や文脈などにいささかも問題がなかつた場合、翻刻の誤りを訂正する機会を逸してしまふことにもなるう。

II、奥沢村三隄碑（桐生市新里町奥沢）

この碑において翻刻の問題が典型的に現れる。この碑文は説文学者にして書家としても著名な高田忠周が自ら文を撰し、さらに自ら筆を揮つた碑であり、書体は隸書でかなりの異体字が散りばめられている。しかも碑石の状態は必ずしも良好とはいはず、かなりの磨滅があり、まま判読に困難を感じる文字もあるという状況で

ある。この碑を収録する『新里村誌』^{注3}は碑文の翻刻のみを載せるのであるが、以下に示すがごとく読解もまならぬほどほぼ毎行にわたって誤字・鶴字・脱字・衍字などが出現する。その内実は、翻刻に際しての単純な誤植と推定しうるもの、例えば「槁」を「稿」、「未」を「末」に誤るものなどもないではないが、隸書の異体字に対する理解不足に由来する過誤、例えば「潦」を「流」、「於」を「恰」とするなどが大半を占めている。想像を逞しくするならば、漢文を読解する基礎的な素養に欠けた担当者が漢字を模写しただけではないかと思われる。なぜならある程度漢文を読解しながら翻刻したのであれば、回避し得たであろうような過誤があまりにも多く見受けられるからである。このような状態で『新里村誌』に翻刻・収録したことは、本来有意義であるはずの翻刻という作業が却つて碑文の価値を損なつてしまふ結果を招いたといわざるをえない。

- ① 蓋奥沢村在上野国南勢多郡西北負赤城山東南則控
- ② 田園地勢高崇土質(口)「膚」瘦旱(耗)則「乾」燥枯(槁)「槁」霖則濁(流)「潦」氾濫
- ③ 大(氏)「氏」無有寧歲矣天保年中有小野里英信者深以為患
- ④ 自投家資広募窮民大興土工鑿池築隄畜水百畝以便
- ⑤ 灌溉弘化三年工竣是為上隄英信率先躬耕開辟新(余)「畚」
- ⑥ 播(穀)「穀」植桑村民尽皆仿之農業將盛而水利(末)「未」治也嘉永
- ⑦ 安政之間英信子英武益(謀弘)「謀擴」張更鑿一池既成是為中
- ⑧ 隅尚見不足也又將鑿之(末)「未」成而歿英武子英道(古)「克」繼父
- ⑨ 祖志業勤勉從事夙夜匪懈遂竣(異立)「其工」是為下隄時明治
- ⑩ 五年壬申八月也(恰)「於」是池水相聯広(夷)「袤」數里流沢余波不
- ⑪ 独潤村民延及(為)「旁」近諸鄉三隄(跨)「之」称全始(手)「于」此(晴度)「膚瘦」之土

⑫ 変（需）〔為〕膏腴之地穀豐（來）〔桑〕茂人給家足旱（勞）〔澇〕之患絕矣英道
 ⑬ 謂我父祖（出）〔之〕所（此）〔以〕興此業者（無）〔豈〕為一家計（裁）〔哉〕实（隕）〔謀〕万世之
 ⑭ 公（蓋）〔益〕耳今也三隄（金）〔全〕成不（宣）〔宜〕私有之（為）〔乃〕請尽举（臥）〔以〕為奥沢
 ⑮ 村共同之有被（議）〔許〕嗚呼小野里氏費財万金累功三世終
 ⑯ 能（威）〔成〕斯偉業而不（嗣・司・久・和長）〔敢私之〕以与村民〔村民〕〔就〕〔孰〕不感其德今
 ⑰ 茲（口）〔戊〕戌一月有志相（課）〔謀〕建石（勤）〔勤〕功（名）〔以〕伝不朽屬余記之余
 ⑱ 固（來交）〔不文〕然（斎）〔有〕誼不可辭者乃（食・需）〔錄〕所聞且係之銘（日）〔日〕
 ⑲ 濟時（出）〔之〕功 劍業為（元）〔先〕 維池維隄 得此良田
 ⑳ 滿（華）〔籌〕滿車 謳歌豐年 呼是誰（日・易）〔賜〕 三世英（覽）〔賢〕

III、荒井文道師之碑（高山村尻高）

この碑は、『群馬県吾妻郡誌』^{注4}および『高山村誌』^{注5}の二点の資料に翻刻される。この碑文は刻字もきわめて鮮明であり、しかも端正な楷書体であるにもかかわらず、原碑との校合の結果、二点の資料にはともども翻刻上の問題が見出されるのであった。同一の碑文に対して再度に渡る翻刻の機会があつたのであるから、先行の『郡誌』の翻刻を参照し、原碑と校合することによつて『村誌』は翻刻に完璧を期することも可能であつたはずである。しかし結果的には以下のごとく両資料に共通の過誤が見受けられることから、仮に参照があつたとしても不注意な引き写しという状態に留まつていたようであり、改めて翻刻という作業には慎重な対処が不可欠であることを実感させられるケースともなつている。

① 師初諱文英後改文道号大岳信濃国上高井郡小出村人田中弥十郎第二子

② 嘉永六年四月甫六歳就上野国吾妻郡尻高村泉竜寺十八世荒井悦三和尚

③ 而得度後遂嗣（「都述」之）（「村註」其之）〔衣〕鉢実為其第二十世矣時王政維新百事皆革奉還寺祿二十

④ 石於朝廷歲收頓減師〔都述師〕大憂之乃投私〔都述則〕〔財〕其所不足則募化補之〔村註意〕〔竟〕以致興復寺

⑤ 門之有今日全因其功〔都述世〕〔也〕師天資敦朴至誠接人布教伝道之暇授句讀於村人

⑥ 傍設〔村註設〕婦人矯風会指導無不至其績亦可以觀焉明治三十四年五月九日遷化

⑦ 距生弘化四年十月（「都述亨」）〔享〕壽五十有五本山追賞其功為再中興開山云今茲丁其

⑧ 十七回忌辰緇素之門弟及檀越胥謀欲建碑頌德以報其恩來請（「都述之」）〔文〕於余余嘉

⑨ 其舉乃叙梗槩係以銘曰

⑩ 挺身碎効 大養心源（「都述」「村註」敦朴修德） 篤信報恩

⑪ 宣教興學 安國（「都述」「村註」子孫）〔資村〕 半百行實 長潤宗門

IV、宮崎有成碑（伊勢崎市境伊与久）

以（先）〔光〕祖（之）〔上〕沢後嗣

先祖の沢を以て後嗣す注6

この碑文は、癖のある書体である上に磨滅がかなり進んでおり、殊にここで問題としている箇所は採拓によつてもにわかには判読しがたいところである。『境町碑墓銘集』では「以先祖之沢後嗣」と翻刻して「先祖の沢を以て後嗣す」と訓読する。しかしこれでは日本語として文意が疎通しているとは言い難い。そこで改めて判断としがたい文字に対しても前後の判読可能な文字と照応させつつ、しかも漢文の語法に適うかたちで文意を通じさせるように検討を推し進めてみると、「以光祖上沢後嗣」と翻刻することが可能となる。この翻刻の当否は、文献上「功光祖宗、業垂後嗣」（『漢書』宣帝紀贊）や「光祖考、伝之子孫」（王褒「聖主得賢臣頌」）の句意とも合致することをもつて決することができよう。すなわちここは「以光祖上沢後嗣」と翻刻すべき部分であり、

「以て祖上を光^{かかや}かして後嗣を沢^{うるお}す」と文意の通る訓読をすることが可能となる。

三、典拠の問題

漢文の修辞上の特質は、古典の故事や字句に依拠することによって文章自体の内容を典雅なものにし、かつ深みのあるものにすると同時に、撰文者自身の古典に対する教養の深さを披露して文人としての資質を示しうるという効用がある。殊に石碑に刻する碑文の文体であれば、その典拠はいつそう多用されるであろうことは容易に想像される。

したがつて、読解に当たつては、古典が引用された典拠部分に対して確實に典拠であることを指摘し得なければ、的確な解釈に達することは困難となる。しかし典拠にはある程度常識に属する詩文からのものもあるが、確認に甚だしい努力を要するものもある。

今回の検討に当たつて、たまたま書き下し文を付した資料に関して、典拠を踏まえた上で適切な読解がなされているか否かを確認することができ、何点かの問題となる事例が見出せた。

I、小畠武堯頌徳碑(伊勢崎市華蔵寺町)

克諮詢 侯旅侯(疆)〔彊〕

克^よく咨^{（ママ）}い克^よく詢^{（はか）}る。侯^の旅^{（脅^ノせぼね）}侯^の疆^{（まも）}り。注7

ここにおいて先ず気付かされることは、「侯」を諸侯の意に誤解してしまつたことから「旅」に対する解釈については、方向違いのかなりの苦心が払われたことである。また原碑の「彊」を「疆」に誤つて翻刻したこととも重なつて、かなり外れた読解に陥つている。この碑は小畠武堯が灌漑事業をしたことへの賞賛を記したも

のであり、まさに豊年を祈る内容を表現している「侯亞侯旅、侯彊侯以」（『毛詩』周頌・載芟）を典拠としている。したがつてここは「克く詰り克く詢ふ、俟れ旅（多くの子弟）俟れ彊（余力のある者）」と読解すべきであろう。「旅」については毛伝に「子弟也」、「彊」については毛伝に「彊力也」、鄭箋に「有余力者」とあり、以後の注釈においても特に異説はない。

II、宮崎有成碑（伊勢崎市境伊与久）

謂之学者可与夫学問之道無他矣

之れを学者と謂う、夫の学問の道と与にすべき他に無きなり、注8

この部分、書き下し文の意味を理解しようにも、日本語として意味の疎通を得ることが難しい。ここは言うまでもなく「学問之道無他。求其放心而已矣」（『孟子』告子上）を典拠とした文である。しかも「与」を動詞と解しているが、ここでの用法は反語を表す語氣助詞である。したがつてこの部分の訓説は「之れを学者と謂ひて可なるか。夫れ学問の道は他無し」となり、きわめて平易な文であるといえよう。

III、南畠田島翁養蚕興業碑（伊勢崎市境島村）

既而明治中興懷遠政行懋遷有無

既にして明治中興、懷遠政行、懋遷（ぼうせん）有る無し。注9

ここは「招攜以礼、懷遠以德」（『春秋左氏傳』僖公七年）および「懋遷有無化居」（『尚書』臯陶謨）を典拠としている。ただしこの『尚書』の部分に関しては解釈に別れがあるが、わが国における『尚書』解釈の流れは、朱子の意を受けてまとめた蔡沈『書經集伝』の説が一般的であつたことから、「化易也。居謂所宜居積者。勉勸天下、徒有之無」なる注釈に従い、「懋^とめて有無を遷し、居を化す」と解することができる。したがつてこの碑文の「懋遷有無」に対してもこの解釈を用いて訓説することが適當であろう。これは、段玉裁『古文尚書撰

異』においても『漢書』食貨志が「懋遷有無」と引用し、その顏師古注「懋与茂同」を記し、さらに『周礼』合方氏の注に「茂遷其有無」とあるのを引用することによつて支持される解釈である。しかし「懋遷」を「貿遷」とする異本のあることにも注意深く言及する。この「貿遷」のテキストは清代の考拠学者等によつて支持され、江声『尚書集注音疏』は、「貿」字を採用し、「懋」「懋」は本字ではないとし、「貿遷」を貿易遷徙の義とし、孫星衍『尚書今古文注疏』も同じく「貿遷」を貿易遷徙の義としたうえで、『漢書』食貨志の注に「懋、勉也」とあるのは非であると断じて『書經集伝』の説を排除し、「懋」「茂」「懋」は「貿」の通假字にしかすぎないとした。さらに「遷」は『孟子』離婁下の「遷於負夏」が『史記』五帝本紀では「就時於負夏」と記され、この「就時」は『史記』索隱では「乘時射利」の意に解している。この後者の解釈に拠れば、「有無を懋遷す」と読むべきであろうが、上述の「」とく、この碑文に対する解釈には採用するに及ばないであろう。したがつてここは「既にして明治中興し、遠きを懷んずる政行はれ、懋めて有無を遷す」と訓読すべきである。

IV、島邨沿革碑（伊勢崎市境島村）

不於今記之則後世不知所以徵往戒來……宜哉故老之徵往戒來也

今に之を記さずんば、則ち後世徵往戒し來たる所以を知らず……宜べなるかな、故老の往をして戒しめ來たるなり、^{注10}

ここにおける問題は、「往」と「來」とが時間的に対立する「過去」と「未來」とを表す名詞であることと、「徵」が「懲」の通假字であることが正しく解釈できなかつたことに由来する。それが把握できれば、すなわち「非往而戒來」（『管子』山權數）、「汝胡不懲往而念來」（白居易「自誨」）、「蓋欲陛下懲其既往、戒其未然」（『續資治通鑑』宋・紹興二十七年）などが典拠となつていてることを突き止めることができ、ここは「今に於いて之を記せ

ざれば、則ち後世、往に徵りて來を戒しむる所以を知らず……宜べなるかな、故老の往に徵りて來を戒しめんとすること」と文意を通じさせることが可能となるのである。

V、平田氏先祖祠堂碑（伊勢崎市大正寺町）

抑恭敬忠順汎愛親仁言謹悖出貨戒悖入富當愈謙貧當愈正成立其難譬如升天覆墜其易譬如燎毛

抑そもそも恭敬忠順、汎愛にして仁言に親しみ、悖はい出の貨を謹しみ、悖はい入の富を戒め、當に愈まさ貧に謙へりくだるべく、當に愈正を成すべし。其の立ち難きは譬たとえば天覆てんふくを升のぼるが如く、其の墜おちち易きは譬たとへば毛を燎もすが如く、注11

この書き下し文は、着実に語義を押さえつつ文意を理解しようと努めても文意が破綻していることに気づかされる。その理由は、原文に引用されている典拠が適切に踏まえられていないために、句読が乱れているからである。すなわち原文のこの箇所は子孫に残す教訓を記した部分であるから、多くの文献が典拠とされている。先ず「恭敬忠順」については「恭敬者、幣之未將者也。恭敬而無實、君子不可虛拘」（『孟子』尽心上）および「故以孝事君則忠、以敬事長則順。忠順不失、以事其上。然後能保其祿位而守其祭祀。蓋士之孝也」（『孝經』士章）が考えられ、「汎愛親仁」については「弟子入則孝、出則悌、謹而信、汎愛衆而親仁、行有余力、則以學文」（『論語』学而）、「言謹悖出貨戒悖入」については「貨悖而入者亦悖而出」（『大學』）、「成立其難譬如升天覆墜其易譬如燎毛」については「成立之難如升天、覆墜之易如燎毛」（『新唐書』柳公綽伝・『小学』嘉言）が典拠として確認されよう。そこでこの碑文は、「抑そもそも恭敬忠順にして、汎く愛して仁に親しむ。言は悖はいり出もとづるを謹み、貨は悖り入いよいよへりくだるを戒む。富まさまば當に愈いよいよへりくだく謙へりくだるべく、貧なれば當に愈いよいよ正すべし。成立は其の難きこと譬たとへば天に升のぼるが如く、覆墜かぶついは其の易きこと譬たとへば毛を燎もくが如し」と、典拠に基づき文意を正しく疎通させることができるのである。

四、読解上の問題

この問題は、いわゆる誤読と称する部類に属し、読解する側の知識や漢文語法に対する理解などの欠如に由来し、その具体的な内容はきわめて多岐にわたる。そしてここで取り上げることになるほとんどの事例において、その書き下し文がいわゆる文語文として日本語の体をなさず、したがつて文意を疎通させることができないのである。碑文的確な読解は、その史料としての価値を正しく伝え、そして文献資料として残していく上でも、強調しすぎることがないほど重要である。誤読の事例を分析することを通して漢文読解における留意点の確認とする。

(一) 基本語彙や慣用表現への理解不足

I、南・田島翁養蚕興業碑(伊勢崎市境島村)

闔境向学与有力焉

闔境の向学ともに力有るなり、注¹²

これは、「孫子与有力焉」(『史記』孫子伝)に典拠があるというよりも、すでに「夾輔之勲、与有力焉」(『晉書』王敦伝)や「其後茂良之貶、良臣与有力焉」(『宋史』龔茂良伝)などのように一般的な表現ともなつていて、その通り、慣用的な表現を適切に了解できなければ、文意が滞ってしまうのである。すなわちここは「闔境の向学に与^{あずか}つて力有り」と訓読して文意が疎通するのである。

II、上毛文徳碑(前橋市大手町)

①平生所称道……

平生称する所は道にして、……注¹³

この書き下し文を、もし文脈から外して検討した場合、「平生所称」が主語で、「道」が名詞述語である判断文となつて語法上の破綻はない。しかし文脈に戻して分析した場合、「道」は言及の対象とはなつていないのであり、実は「称道」は「聞之於宮殿中老郎吏好事者称道之也」（『史記』梁孝王世家）や「孤宗元不敢称道先德」（柳宗元「先侍御史府君神道表」）などに見られる同義熟語の基本語彙であり、これを逸したことによる誤読である。したがつてここは「平生の称道する所は……」と書き下すのが適切なのである。

②遺愛千秋 山高水清

遺愛千秋、山高く水清し。注14

「山高水清」は、劉禹錫の「山高水長」（『劉賓客文集』卷一「望賦」）に基づく。この句は後に比喩義として徳操などが山のように高く、流れる川のごとく絶えないという意が派生し、その語法構造は、名詞「山」「水」が連用化した修飾構造である。この碑文の銘では、遺愛が千秋にまで及ぶ、まさにその徳義の高さを称揚する意味で「山高水清」が用いられているのであるから、「山高く水清し」の訓読では不都合である。したがつてここは「遺愛は千秋にして、山のごとく高く水のごとく清し」と訓読すべきであろう。ただし、別の碑文「中島翁墓誌銘」（水上町栗沢小向平）の「利根之地、山高水清」においては、「山高く水清し」と主述構造での解釈が正解となつていよう。

III、佐々木長淳碑（新町）

①徳川幕府命春岳公出兵守品川御殿山以備不虞先生從役任偵察

徳川幕府、春岳公に命じ、兵を出だして品川御殿山を守り以て備へしむ。虞^{はか}らず先生役（使役）に従ひて偵察に任ず。注15

ここでもやはり、「虞^{はか}らず先生役（使役）に従ひて偵察に任ず」という書き下し文の文意が疎通しないのであ

る。しかも漢文においては、「且盍多舍甲於子之門以備不虞」（『春秋左氏伝』定公十五）や「宜分諸軍以備不虞」（『三國志』楊阜伝）などを始めとしてほぼ慣用となつてゐる表現「以備不虞」に対する理解の不足によつて誤読に導かれたものといわざるを得ない。しかし問題の背景には、自らが書き下した文が日本語として意味が十分に疎通しているか否かの検証の手続きが十分になされていなかつた場合には、どこかに解釈上の問題が潜んでいることに思いを馳せて再吟味すれば「不虞」という国語語彙ともなつてゐる表現を含む文脈を正しく解釈することが可能であつたであろう。ここは「徳川幕府春岳公に命じて兵を出だし、品川御殿山を守りて以て不虞に備へしむ。先生役に従ひて偵察に任ず」と素直に訓読できる部分である。

②乃為其普及起見糾合同志

其の普及の為め起ち、見けんに同志を糾合まとむし、注16

これは古漢語ではなく、現代語でも使用される近世の慣用表現である「為レ起見(レ)の見地から」に対する理解不足に起因した誤読である。したがつて、ここは「乃ち其の普及の為に起見し、同志を糾合す」と訓読することになる。

IV、三岳武井先生寿碑（藤岡市大戸町）

諸君既無異辭汝一人胡為者敢妄沮勤王義士之拳咄賊奴言未畢刀光迸坐隅先生在側直攫其頸狗投之戸外腰脱不能立蒲伏号泣

諸君既に異辭無し 汝一人胡えびす（蛮人）たるは敢て妄みだりに勤王義士の拳を沮はねむ 咄とぞく賊奴言未だ畢おわらず
刀光坐隅（片隅）に迸ほとばしる 先生側そばに在り 直ちに其の頸狗（犬の首、首すじ）を攫しようして（つかんで）
之を戸外に投ず 腰を脱して立つ能わず 蒲がまに伏して号泣す注17

この文は、幕末、水戸の天狗党の浪士が軍資金の調達のために群馬の藤岡に來た際、その協議の最中に異議

を唱えた人物への対応を記述した部分である。しかし書き下し文として文意が十分に通じているとは言い難い。それは、漢文における基本的な語彙である「胡為(=何為)」、「蒲伏(=匍匐・蒲服・扶伏)」などを完全に誤読しているのみならず、基本的な語法構造への無理解も目立つ。先ず、「胡為」は「なんすれぞ」と読むべき疑問のことばであるが、この点をひとまず置いて、「胡」を名詞「えびす」としたとしても、「胡為」の構文を「胡たる」と動賓構造として訓読することは無理であり、同じく「蒲伏」は双声の連綿語で二音節一形態素語であるから語法構造はないのであるが、仮りに「蒲」を名詞の「がま」としたとしてもやはり「蒲に伏し」と動賓構造で解することはできない。こうした語法の無理解は、「腰脱」を「腰を脱し」と訓読するところにも現れているのである。杜撰な訓読がなされているといわざるを得ない。ここは「諸君既に異辞無きに、汝一人胡為る者ぞ、敢へて妄りに勤王の義士の挙を沮むか。咄^{とつ}、賊奴なり。言未だ畢^{おわ}らざるに、刀光坐隅に逆^{ほとは}しる。先生側に在り、直ちに其の頸を攫^{つか}み之を戸外に投すれば、腰脱して立つ能はず、蒲伏^{ほふく}して号泣す」と書き下すべきところである。

(二) 固有名詞の誤読

I、力田遺愛碑(前橋市總社町光嚴寺)

決渠灌瀆利川洋洋

渠^{みやぞ}を決して瀆^{みやぞ}に灌^{さそ}ぐ。川を利すること洋洋たり。注 18

これは、碑文中に江戸時代初期に總社の領主が行つた灌漑事業として「決渠開通溝瀆隨利根川引流」と記するがごとく、利根川から水流を引き込み、約百五十年後にその恩恵に浴した農民が昔の領主の遺徳を偲んで建てた碑であり、「百姓等建」と刻される。このような趣旨で建立されたことは封建時代にあつては非常に珍しいことであり、沢田東江が撰文と書を担つてゐる。ここで問題となるのが、銘の「利川」である。これをここ

では動賓構造で解しているが、その後に「洋洋」と川の流れのさまを表現する畠語が続くことからもこれは無理な解釈であり、たとえば鳥居嶺を「鳥嶺」（新井慎齋翁遺徳碑）、また榛名山を「榛山」（岡上景能紀功碑）と表記するのと同様に利根川の漢語的な表記と解すべきである。したがつてここは「渠みぞを決して瀆みぞに灌そそぎ、利川洋洋たり」と訓読すべきであろう。

II、稻部種昌先生碑（富岡市七日市）

与馬場為八郎吉雄忠次郎等共被遣渡于各藩

馬場為八郎・吉雄・忠次郎等と共に各藩に遣渡せらる。注19

この碑はシーボルト事件に關係して、群馬の七日市藩に永牢の身で預かりとなつたオランダ通詞の稻部種昌を昭和になつて顕彰した碑であるが、この訓讀では通詞目付であつた吉雄忠次郎の姓「吉雄」を名と誤つて、馬場為八郎・吉雄・忠次郎の三人と誤讀してしいる。これはちよつとした史実を調べれば防げる極めて初歩的な錯誤である。

(三) 語法の無理解

I、古戸日光新道碑（大間々町桐原）

委員等將建碑不朽其事以余往者再知州事請余文記之

委員等將に碑を建てんとす。不朽なる其の事余を以て往者再び州を知る事を余に之を文に記すを請ふ。注20

この書き下し文も、文章として意味の疎通を図れないものとなつてゐる。先ず、「不朽」を「其事」の修飾語と解しているが、代詞「其」は基本的にはその前に修飾語を取ることは無く、ここは「其事」を目的語とする動賓構造で、「不朽」は熟した述語と解して不都合はないであろう。次いで「請余文記之」を「余に之を文に記すを請ふ」と訓讀しているが、漢文の語法構造をほとんど無視した訓讀となつてゐる。すなわち、ここは

「委員等將に碑を建てて其の事を不朽にせんとし、余往者再び州事を知るを以て、余に文を請ひて之を記せしむ」と訓讀すべきところである。

II、井上後凋先生頌徳碑（大間々町桐原）

①一以頌先生碩徳一以伝其勲績于不朽徵予文予

一は以て先生の碩徳を頌へ一は以て其の勲績を伝へ于に不朽の徵したるしを予あたへ文を予ふ。注21

この書き下し文も漢文の語法構造を無視したことによる誤讀となつてゐる。仮りに「予」を、ここで誤讀されたごとく動詞とした場合でも、特別の条件がない限り目的語を前出させることはないのであるから、「不朽徵予」「文予」のいづれに対しても「不朽の徵したるしを予あたへ文を予ふ」という読みは考えられない。要するにこれは句讀の誤りもあり、第一人称の代詞を動詞と誤解して、無理に文意を通そうとした結果である。すなわちここは「一は以て先生の碩徳を頌へ、一は以て其の勲績を不朽に伝へんとし、予に文を徵もとむ。予……」と訓讀すべき箇所である。

②不為名（惑）「惑」 不為利撓

感じて名を為さず 撓めて利を為さず注22

ここは翻刻の過誤がある上に、やはり漢文の語法構造を無視した誤讀がなされている。文字に誤りのない後者を取り上げて検討するに、もし「撓めて利を為さず」と訓讀するのであれば、「不撓而為利」か「不撓為利」と書かれなければならない。しかし原文は「不為利撓」であり、これは述語「撓」の原因を前置詞構造「為利」で説明したものであり、前者も同じ語法構造を取つてゐる。したがつてここは「名の為に惑はず、利の為に撓まず」と訓讀することで落ち着くのである。

III、島邨沿革碑（伊勢崎市境島村）

居民疲還（徒）「徒」宜貧困而益富饒者蓋水後地

居民の疲また徒らに宜しく貧困をして益し富饒の者たらしむべし注23

この碑文の文脈は、利根川が何度も氾濫してその流域を大きく変えるごとに島村の住民は居住地を移動せざるを得なかつたが、洪水の引いた跡地は桑の栽培に適して養蚕で大いに繁榮したことを記した部分である。ここで翻刻の過誤があるが、それとは別に「宜貧困而益富饒者」の助動詞「宜」に使役の用法も想定したのであろうか、「貧困をして益し富饒の者たらしむべし」と非常に無理な訓読を施し、使役の送り仮名と助動詞としての再讀の処理とをしている。これは「而」が単純な逆接の接続詞であることが理解できれば無理なく読解できる部分である。すなわち「居民は還徙かんしに疲れ、宜しく貧困たるべきも、而れど益ますます富饒なるは……」とすることで文意が貫通するのである。

IV、堀口藍園翁碑（渋川市）

余嘗訪翁信宿其家

余嘗て翁を信宿（二泊）して其の家に訪う。注24

この書き下し文による限り、一応文意は通じて問題がないかのように見受けられるが、実は原文の語法構造を無視した訓読がなされているのである。すなわちこの原文は、「訪翁」「信宿其家」がそれぞれ動賓構造を構成しているのであって、この二つの動賓構造を交差させて訓読することはありえない。したがつてここは「余嘗て翁を訪ひ、其の家に信宿す」とすべきところである。

V、三岳武井先生寿碑（藤岡市大戸町）

終成數丈之積累淨尽山河万物為一色銀界矣

終つに數丈の積累を成し山河万物ことごとくく淨く一色銀界を為す注25

この書き下し文も、一応文意は通じるように思われるが、やはり原文の語法構造を全く無視した訓讀がなされている。すなわち「山河万物尽く淨く」と書き下された句の語法構造は、「山河万物」が主語であり、「尽」は副詞、「淨」は述語と解されるのであり、これを復文したなら「山河万物尽淨」となければならぬはずである。しかし原文は「淨尽山河万物」なのである。すなわち「山河万物」は目的語であり、「淨尽」は述補構造を構成している。したがつてここは「終に數丈の積累を成し、山河万物を淨め尽くして一色の銀界と為す」と訓讀しなければならないのである。

VI、稻部種昌先生碑（富岡市七日市）

而先生独留柩異鄉吞冤地下

而して先生独り柩に留まり、異郷に冤を地下に呑む。注26

ここは七日市藩にお預けとなつた長崎の通詞の稻部種昌が永牢の身のまま病死したことを記した部分であるが、書き下し文にはやや不自然さが見受けられる。すなわちここは主語「先生」に対して述部が並列され、各述部に「異郷」「地下」という場所を示す目的語が加えられた構文であると解すべきであろう。したがつて「而れども先生独り柩を異郷に留めて冤を地下に呑む」と訓讀すべきところである。

(四) 文脈に対する無理解

I、古戸日光新道碑（大間々町桐原）

於是險者夷傾者（坦）「坦」迂者直無復暴溢之患矣

是に於て險しきを夷らぐ者、傾ける者、坦ひて迂りする者、直ちに暴溢の患復無し。注27

ここは翻刻の過誤があるが、基本的には文脈を把握し得ないまま、「險者夷」について「險しきを夷らぐ者」と、また「無復……」について「……復無し」と全く語法構造を無視しており、これらの点も含めて、文意が

通らない書き下し文となつてゐる。すなわち文脈を押さえて句讀を切れば、「是に於いて險なるは夷らぎ、傾けるは坦^{たい}らかに、迂なるは直くして、復た暴溢の患ひ無し」と極めて明晰に原文の意味を疎通させることができよう。

II、島邨沿革碑（伊勢崎市境島村）

而全邨之地皆係民有絶無官有水路

而して全村^(マ)の地、みな民有に係わるもの絶無にして官有の水路なり。注28

この部分の文脈は次のようである。利根川は本来島村には流れていなかつたが、なん度も繰り返された氾濫によつてすつかりその流域を変え、島村の中心部すなわち住民の所有地を貫通して流れることになつた。明治になつて政府は地租を改訂する際に、本来国有地であるべき河川流域が島村ではそのように登記されていないので古文書を調べたところ、島村の土地はすべて民有地であつた事実が明らかになつたというものである。つまり書き下し文は、句讀を誤り、全く反対の意味に読み誤つてしまつてゐるのである。これは「而して全邨の地は皆民有に係り、絶へて官有の水路無し」と訓読しなければならない。

III、枉冤旌表之碑（高崎市下小鳥町）

①縱有為下犯上之譴于老子幼子婦于穉何一与知其殛罰之慘專於為下者乎

縦い下、上を犯すの譴（とがめ）を為すも、老に幼に婦に穉（幼児）に一として其の殛罰の慘を与^{あず}り知らしめ、下を為^{おさ}むるに専らなる者有らんや。
注29

これは江戸時代の初期において今の高崎市にあつた一村が圧政に對して抵抗したために、村民すべてが官による夜襲によつて殺戮された伝承を明治になつてやつと明らかにすることができ、それを碑文としたものである。ここは、翻刻に「何」字を脱しており、それを考慮外にしたとしても、書き下し文としては意味の疎通に

難がある。すなわち「縦ひ下たと為りて上を犯せし譴つみ有らんも、老に于いて幼に于いて、婦に于いて稚に于いて、何ぞ一も与あずり知らんや。其の殛きよくばつ罰の惨、下た為る者に専らならんか」と訓讀することで、意味は明白になるであろう。

②衆怨之攢萃帰其所出枉直之殃慶報其所為矣

衆怨の攢萃（集り）は其の出づる所枉直の殃わざわいにして、慶よろこびは其の為す所に報いしなり。注30

ここは翻刻に「帰」字を脱したことも起因してか、原文の対偶表現の修辞に対する理解に欠けたことから句讀も誤り、文意が通らないものとなつてゐる。すなわち「衆怨の攢萃は、其の出づる所に歸し、枉直の殃慶は、其の為す所に報ゆ」と訓讀するべきである。

五、碑文における語法上の問題

漢文碑の読解において、その前提是書記された漢文が語法に適つた正しい漢文であるということであろう。

しかし撰文者が極めて漢文語法に精通していたとしても、やはり言語構造の異なる日本語と同じというわけにはいかず、いわゆる和習と称される漢文語法の常態から外れた句を構成してしまうことがあり、今回調査した漢文碑においても何点か問題となる文が見受けられた。

I、家富忠三郎翁碑（館林市下早川田町）

使会社側村民側令得共榮満足為収効果也注31

この碑は、大正期に館林市の産業の進展に貢献し、東武鉄道の敷設にともなう用地買収の際に会社と住民との間に入つて調停役を担つた家富忠三郎について記した碑であり、ここは「会社側村民側を使て共に栄え満足

するを得令め、為に効果を収むるなり」と読むべきものと考えられるが、これはいわゆる使役の構文であるから、使役の動詞は一つのみ用いるのが一般的の構文である。したがつて「使会社側村民側得共榮満足為收効果也」とすべきであり、「令」字は不要である。

II、岨雲今村翁遺愛記(伊勢崎市連取)

莫不所往而適意

この碑文には、書き下した資料があり、「往きて適意する所ならざる莫く、」^{注32}としている。しかし書き下し文として意味が十分に疎通しないが、実は原碑文の方に語法上の問題があるといわざるを得ないのである。先ず、「莫不……」の二重否定の文であると見た場合、副詞「不」の後には構造助詞「所」字による名詞句が置かれることはあり得ない。そこで改めてこの原文が置かれた前後の文脈を検討してみると、これはまさに「無所往而不為義也」(『孟子』尽心下)や「無所往而不聽」(『荀子』君子)に見られる「無所往而不……」という慣用表現を踏まえていると推定できる。しかし問題はこの慣用表現においては動詞「無」が用いられ、「莫」を用いる事例に乏しいことである。しかし「莫」を動詞「無」に通用させた用法として、「莫所憑恃」(陳孔璋「為袁紹檄豫州」)などもあるので、敢えて「莫」をそのまま用いて「莫所往而不適意」と書き改めることによつて始めて正しく訓読することができる漢文となるであろう。そして書き下し文としては「往く所として意に適はざる莫し」あるいは「往くとして意に適はざる所莫し」となり、意味が疎通することになる。

III、須藤勘弥翁之碑(水上町湯原)

于時有賜憲法發布之際於養老金注33

ここは、「時に于いて憲法發布の際に養老金を賜はること有り」と訓読することが期待され、かつそのような和文に基づいて復文された漢文であると考えられる。そうであるとするならば動詞「賜」の目的語が「養老

金」であり、「憲法發布之際」はその目的語ではありえず、これは時期を表す副詞句ないしは時期を表示する前置詞構造の前置詞が省略されたものと理解される。したがつてこれは動賓構造「賜養老金」に対して前置詞構造として後置させることが語法に沿つた構成となろう。そこでこの文は「于時有賜養老金於憲法發布之際」と改めるべきである。この文における誤りは、訓読で「憲法發布之際」に「に」を送ることから、その語法成分を動詞「賜」の目的語と判断して、「賜憲法發布之際」と動賓構造としてしまったことに起因していよう。

IV、横山林藏翁頌徳碑（群馬町中泉）

①偶憂本邦之蚕業尚幼稚而不得飼育其宜^{注34}

この「不得飼育其宜」は「飼育に其の宜しきを得ず」と訓読すべきことを期待した文であろうと考えられる。しかし動詞「得」の目的語は「其宜」であり、「飼育」は範囲を表す前置詞構造の目的語であると考えられるので、「得」の直後に「飼育」を置くことはあり得ない。ふつうはこうした前置詞構造は動賓構造「得其宜」の後に置くかその前に置くことが考えられるが、一般的には「所謂全生者、六欲皆得其宜也」（『呂氏春秋』貴生）や「恐于聖政稍得其宜」（『統資治通鑑』真宗・天禧元年）のように前置する構文がほとんどであることから、ここは「飼育不得其宜」と改めなければならないであろう。

②所世之永感服而俱記也^{注35}

ここは「世の永く感服して俱に記する所なり」と訓読することを期待した文であろうと考えられる。しかし語法上の問題としては、構造助詞「所」字による名詞句は「所」字の後に「動賓構造」を直接置いて名詞句化し、それを修飾する名詞あるいは代詞は、「所字構造」の前に置いて、「君之所尊舉而富貴」（『晏子春秋』内篇問下）や「皆天子之所改容而礼之也」（『漢書』賈誼伝）のように「名詞（之）+所字構造」の構成を取ることが常態である。つまりこの文のように助詞「所」の直後に名詞「世」を置くことは語法を逸しており、ここは「世之所永感服

而俱記也」と改めるべきである。

V、大野陳海碑(神流町麻生)

予亦有於先生蘭交之誼注36

ここは「予も亦た先生に蘭交の誼^{よしみ}有り」と訓読することを期待した、ないしはこのように下書きした和文を漢文に復文した事例で、漢文本来の語構成を逸してしまったものである。動詞「有」に対して「先生」は対象を表示する成分であるから前置詞構造「於先生」として表記することは適切であるが、この「有」は目的語として「蘭交之誼」をとり、動賓構造「有蘭交之誼」を構成しているので、「於先生」の語法上の配置は、動賓構造「有蘭交之誼」に対して前置するか後置するかが常態であつて動賓構造の倒置などに依らない限り、ここに見られるように直接「有」の後に置くことはありえない。たとえば「何有於我哉」(『論語』述而)は動詞「有」の直後に前置詞構造をとるが、本来「有」の直後に有るべき目的語「何」が疑問代詞であるために倒置され「有」の前に出されたためである。したがつてここは「予亦有蘭交之誼於先生」あるいは「予亦於先生有蘭交之誼」と改めることで語法にかなうことになる。

ちなみに「此之前後、無復有於陽平交兵事」(『三国志』諸葛亮伝注)あるいは「別為廬舍、安置棺柩。亦有於村側瘞之」(『隋書』地理下)などの文は、動詞「有」の後に前置詞構造を直接置いているように見えるが、これらの「有」に対する目的語は「於陽平交兵事」と「於村側瘞之」とであり、それぞれの前置詞構造「於陽平」「於村側」は、「有」に掛かるものではなく、「有」の目的語における動賓構造「交兵」「瘞之」に掛かつてそれらに前置されたものであり、「有」の後に直接前置詞構造を置くというケースとは構造が異なるのである。

六、まとめ

以上の考察は、日本漢文学というジャンルの中でも極めて限られた日本人による漢文碑の、さらに群馬県内に所在するものの翻刻・読解の実態の分析というように、文字通りの管見にしかすぎない考察である。しかしここで提示した問題点は漢文碑の読解のみに留まらず、地方における漢字漢文文献の扱いや読解のあり方として敷衍し、それらを遠景として見通しうるのではないかと思われる。なぜなら漢文碑を対象としたとはいえ、ひとたび翻刻の作業を経過すれば、それらはすでに碑文、墓誌などという文体の漢文に外ならないからであり、その読解はまさに漢文文献を読解することと同軌となるからである。

地域に密着した人物、あるいは地域の文化や歴史、政治、産業などに特定された内容が主として撰述される漢文碑は、地方史ないしは郷土史の史料として翻刻・読解され、その漢文碑に関する専著やそれらを採録する都市町村誌などはまさに日本漢文学の裾野をなすとともにるべき文献資料として刊行される。そしてここにそれらの翻刻・読解は、一部に限られるとはいえ、必ずしも漢文における典拠や対偶といった修辞また語法に対する一定程度の素養を伴つているとは言い難い水準の読解力によつて行われていたという実情の一斑を確認したのである。

すなわち今回の考察はいわば漢方における「証」の確認であり、この「証」に対する日本漢文学研究の水準を引き上げるための基礎的な漢文読解力の涵養など、具体的な「方」については、「日本漢文学研究の世界的拠点の構築」プログラムの実質化の過程で提示されるものと期待するところが大である。

注

1 以下、碑文の翻刻上の過誤や衍字を（）内に、原碑の正しい文字や脱文の補いを〔〕内に示す。

29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2

館林教育委員会編『館林叢書』第十九巻、館林教育委員会、平成三年、三四頁。

新里村誌編纂委員会編『新里村誌』昭和四九年、五五九一六〇頁。

群馬県吾妻教育会『群馬県吾妻郡誌』昭和六一年復刻版、一二五三頁。

高山村誌編纂委員会編『高山村誌』昭和四七年、九九〇頁。

しの木弘明『境町碑墓銘集』境町教育委員会、平成九年、一八頁。

山田武麿・早川光三郎監修『群馬の古碑』上毛新聞社、昭和五八年、三三八頁。

『境町碑墓銘集』一八頁。

『境町碑墓銘集』五一頁。

『境町碑墓銘集』五七頁。

伊勢崎市『伊勢崎市史』資料編 3 近世Ⅲ(文芸) 昭和六一年、二〇頁。

『境町碑墓銘集』五二頁。

『群馬の古碑』三七三頁。

『群馬の古碑』三七三頁。

『群馬の古碑』一一二頁。

『群馬の古碑』一一四頁。

『群馬の古碑』一一四頁。

『群馬の古碑』一一九九頁。

『群馬の古碑』一九九頁。

大間々町誌編さん室『大間々町誌別巻七 大間々町の石造物』大間々町誌刊行委員会、平成六年、四四三頁。

『大間々町の石造物』四三五頁。

36 35 34 33 32 31 30

『群馬の古碑』一〇九頁。

『館林叢書』一一三頁。

『伊勢崎市史』資料編3近世III、三〇三頁。

町誌みなかみ編纂委員会『町誌 みなかみ』昭和三九年、五九〇頁。

群馬県群馬郡教育会編『群馬県群馬郡誌』大正一四年、一二八一頁。

『群馬県群馬郡誌』一二八一頁。

万場町誌編さん委員会『万場町誌』平成六年、一〇〇二頁。